

公立大学法人公立千歳科学技術大学役員報酬及び退職手当等基準の考え方（素案）

※この考え方は、公立大学法人設立前における考え方であり実際の届出内容ではありません。

1 役員報酬の支給基準の考え方

常勤役員

◇他公立大学法人や国立大学法人、国及び地方公共団体の職員の給与などを参考とした。

(1) 給料月額

職名	報酬月額	備考欄
理事長（学長）	818,000 円以内	国指定職俸給表 3 号俸以内
副理事長及び理事	600,000 円以内	

※他大学同様、国の指定職俸給表を活用する。

※市長等の報酬を勘案して 3 号俸以内とする。

※当分の間は、1 号俸を適用する。

(2) 手当

	支給額	備考欄
通勤手当	職員の例による。	
期末手当	【(報酬月額+ (報酬月額× 15/100)) × 4.45 × 在職率】	
寒冷地手当	職員の例による。	

非常勤役員

◇他公立大学法人や国立大学法人、国及び地方公共団体の職員の給与などを参考とした。

(1) 報酬

職名	報酬日額	備考欄
理事	25,000 円	
監事	25,000 円	

(2) 通勤に要する経費

法人設立後に決定する公立大学法人旅費規程による。

2 退職手当の支給

常勤役員

◇常勤役員が退職した場合に退職手当を支給する。

(1) 退職手当の額

在職期間 1 月につき、給料月額の 100 分の 12.5 相当を乗じた額。